

特別配慮支援(サポート)の流れ

日本大学国際関係学部・短期大学部(三島校舎)
学生支援室

学生支援室では、障がいや疾患を持つ学生に対して、快適な学生生活が送れるよう合理的配慮の範囲内において、可能な限り様々な支援を行っています。

配慮の内容は、障がいや疾患のある学生との話し合いを通じて、学生課・教務課・教職員等が連携しながら決定していますので、随時お気軽にご相談ください。

【支援の流れ】

1 相談の申込み

学生支援室にて「修学上の特別配慮申込書」を受け取るか、書式をダウンロード・印刷してご記入ください。不明な点にご相談ください。

2 書類の提出

記入した「修学上の特別配慮申込書」を学生支援室に提出してください。その際に添付書類として「医師の診断書」等が必要となります。

3 面談

学生支援室のコーディネーターが面談を行い、本人の意向や困っていること等を聞き必要な支援・配慮について話し合います。

4 支援・配慮の検討

面談結果や提出していただいた修学上の特別配慮申込書を踏まえ、学生課・教務課・カウンセラー・精神科医・クラス担任、その他関連部署等との連携を図りながら、障がい学生支援委員会で具体的な支援・配慮の内容を決定します。

5 支援・配慮の開始

授業の支援の場合、決定した支援・配慮の内容を各担当教員へ依頼し、学生本人も教員へ文書を持参し内容について確認してもらいます。

6 フォローアップ

支援・配慮の開始後、定期的に面談を行い、本人の意見や経過を聞きながら支援状況の確認、不都合があれば適宜見直しを行っていきます。

※ 修学上の特別配慮申込書を提出してから支援・配慮の決定までに1か月ほどかかる場合があります。

問い合わせ窓口 学生支援室

本校舎 12号館1階(正門守衛室の奥) 055-980-0850

以 上